

2021年2月5日

会員各位

TOPインドアステージ亀戸
支配人 佐々木 俊己

緊急事態宣言延長に伴う営業時間短縮の継続について

平素より当スクールをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、緊急事態宣言の発出に伴い、しばらくの間20時以降にかかるレッスンおよびイベントを中止とさせていただいておりますが、2月2日に緊急事態宣言が延長されるとともに、1都3県の緊急事態措置における運動施設の営業時間短縮の協力依頼も期限が延長されたことから、下記のとおり、しばらくの間営業時間短縮を継続させていただきます。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜り、感染拡大防止にご協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 休講を継続するクラスについて

月曜日～土曜日G（E7）、H（E8）、Iクラスおよび日曜日G（E7）、Hクラスの休講を継続いたします。

2. 営業時間短縮に伴う特別クラスについて

特別クラス（平日M2クラス、E0クラス）の開講を継続いたします。

なお、お申込み方法等は1月10日発信のご案内のとおり実施いたします。

[\(https://viptop.jp/kameido/news/2021/01/10/5824/\)](https://viptop.jp/kameido/news/2021/01/10/5824/)

3. 平日Fクラスの定員枠の増枠について

平日Fクラスの定員の増枠を、継続いたします。

4. 受講料の取り扱いについて

休講クラスにご在籍の方およびフリータイムクラスにご在籍の方は、休講期間中の受講料を通常営業再開まで繰り延べることとし、再開後の受講料に充当させていただきます。

2021年3月分受講料について

通常は3月1日（月）にご請求となりますが、お預かりしている1月分受講料を充当いたしますので、1月5日（火）～2月1日（月）までにご受講がない会員の方につきましては、ご請求はございません。

1月5日（火）～2月1日（月）までの期間に、ご受講いただいた方につきましては、出席回数に応じた金額を、お預かりしている1月分受講料（2020年12月28日（月）引き落とし分）からご精算させていただきますので、差額分のご請求となります。

なお、緊急事態宣言が3月7日以降も継続する場合は、再開されるまでお預かりしている受講料を繰り延べさせていただきます。ご受講いただきました方につきましては、月毎に受講回数分をご精算させていただきますので、改めてご案内いたします。

以上